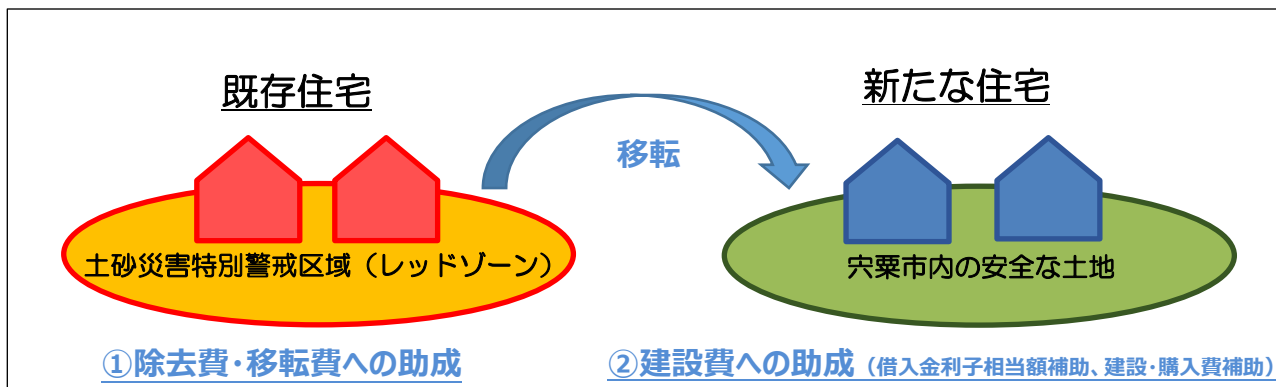


# 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）からの「住宅の移転」を支援します。

## 宍粟市住宅土砂災害対策移転支援事業のご案内

### 【事業イメージ】



### 【事業の概要】

#### (1) 対象となる住宅

レッドゾーン（指定見込みも含む）内にあり、区域に指定される前から建てられている住宅（既存不適格住宅等）

#### (2) 補助額等

| 区分         | 内容  | 補助限度額                                     |
|------------|---|---|
| 除却等費<br>①  | 既存住宅撤去、動産移転、仮住居、跡地整備等に要する経費                           | 133.3 万円<br>補助対象限度額 (200 万円) × 補助率 (2/3)  |
| 建物助成費<br>② | 移転先住宅の建設又は購入・購入後の改修をするための借入金の利子に相当する経費（年利 8.5%を限度とする） | 421 万円<br>建物：325 万円 土地：96 万円<br>補助率 10/10 |
|            | 移転先住宅の建設又は購入・購入後の改修をするための経費（上記の上乗せとして）                | 200 万円<br>利子相当額補助を活用する場合に限る               |

・既存住宅は除却してください。除却後跡地は適切に管理し、住宅の用に供する建築物は建築しないでください。

・移転先が、レッドゾーン又はその指定のおそれがある区域の場合、補助対象になりません。

・市内での移転をお願いしています。（移転先が市外の場合、除却等費のみが対象です。）

・除却等費①の対象工事費が 200 万円を超えた場合、補助額は一律 133.3 万円です。

#### (3) その他

・詳しくは、宍粟市ホームページの補助要綱等をご覧ください。

・補助金の交付申請をしていただく前に、下記の問い合わせ先までご相談下さい。

### 【問い合わせ先】 宍粟市 建設部 住宅土地政策課

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

TEL：0790-63-3106 FAX：0790-62-9939

## 補助金申請手続きの流れ（移転支援）

| 手続き  | 内容   |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">事前相談・協議</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">補助金交付申請</p>   | <p>補助額、補助要件、申請手続きなどについて、事前に相談・協議を行った上で申請書を提出して下さい。</p> <p>主な必要書類は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 補助金交付申請書（様式第1号）</li> <li>② 補助金交付申請額算定所（様式第2号）</li> <li>③ 補助対象建築物概要書（様式第3号）</li> <li>④ 危険住宅の位置図（移転事業の場合は移転先の位置図）</li> <li>⑤ 施工業者の見積書の写し</li> <li>⑥ 金融機関等からの融資契約書又は、これに代わる証明書の写し</li> </ol> <p>※その他必要な書類を提出していただく場合があります。</p> |
| <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">補助金の交付決定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">移転先住宅の建設・購入<br/>既存住宅の除却の実施</p>  | <p>宍粟市から補助金の交付が決定したことを通知します。</p> <p><u>交付決定通知書が届いてから住宅ローンに関する業者と契約を結んでください。（先に契約されたものは、補助の対象外となります。）</u></p> <p><u>年度内に完了するよう移転事業を実施してください。</u></p>  |
| <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">移転事業の完了報告</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">移転事業の審査</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">補助金の交付</p> | <p><u>移転事業終了後、年度内に完了実績報告書を提出して下さい。</u></p> <p>主な必要書類は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 補助事業実績報告書（様式6号）</li> <li>② 補助金額精算調書（様式7号）</li> <li>③ 写真（施工前、施工中、施工後が分かるもの）</li> <li>④ 施工業者の領収書等の写し</li> </ol> <p>※その他必要な書類を提出していただく場合があります。</p>   |
|  | <p>宍粟市で、移転事業が適正に実施されたかを審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額の確定通知をします。</p> <p>宍粟市から指定された口座へ、補助金が振り込まれます。</p>  |

**【問い合わせ先】** 宍粟市 建設部 住宅土地政策課

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

TEL：0790-63-3106 FAX：0790-62-9939